

松江市立宍道学校給食センター調理等業務委託

プロポーザル募集要項

1 趣旨

松江市（以下「市」という。）は、平成17年度から学校給食の調理等業務を順次、民間事業者へ委託していますが、2（2）の対象施設について令和5年度で契約期間が終了することから、令和6年度からの調理等業務の委託事業者を選定します。

なお、学校給食が学校教育活動の一環として実施されている趣旨を踏まえ、給食の質の保持、向上及び安全性並びに経済性が確保され、調理技術・衛生管理等の社員教育が徹底された調理員を雇用し人材管理に優れた最適な事業者を選定するため、企画提案書に基づく公募型プロポーザル方式を採用します。

については、本書のとおり企画提案を募集します。

2 事業概要

(1) 業務名

- 松江市立宍道学校給食センター調理等業務委託

(2) 対象施設

- 松江市立宍道学校給食センター（以下「宍道給食センター」という。）

| | |
|--------|-----------------|
| 所在地 | 松江市宍道町白石322番地1 |
| 建築年月 | 平成11年3月 |
| 建物構造 | 鉄骨その他造平屋建 |
| 配送校 | 3校（小学校2校、中学校1校） |
| 最大調理能力 | 約1,200食 |
| 施設の特徴 | ドライシステム |

(3) 業務内容

- ア 副食調理業務（食物アレルギー対応食及びバイキング給食、試食会等の特別給食を含む。）
- イ 食材検収補助業務
- ウ 配缶、配送用コンテナへの積み込み業務
- エ 食器、食缶及び調理機器の洗浄、消毒業務
- オ 配送用コンテナの洗浄、消毒業務
- カ 残菜及び廃油等の処理業務
- キ 施設、設備の清掃及び消毒並びに点検業務
- ク 使用物品管理業務
- ケ 衛生管理業務
- コ ボイラー設備の運転管理業務
- サ 市が企画する「料理教室」「学校訪問」「バイキング給食」等への参加
- シ 前各号に付帯する業務
- ス その他業務

【参考】本業務に含まれない業務は次のとおりとします。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収業務
- ・施設設備等の保守業務

※ 詳細な業務内容については、松江市立宍道学校給食センター調理等業務委託仕様書を参照してください。

(4) 履行期間

本業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、契約の締結は、令和5年度中に行います。

(5) 委託料の上限

本業務に係る令和6年度から令和10年度までの5年間の委託料の上限（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりです。

●松江市立宍道学校給食センター調理等業務委託 146,560,000円

3 応募資格

応募事業者は、以下のいずれの要件も満たしていること。

- (1) 法人格を有し、本業務を円滑に処理することができるよう、安定的かつ健全な経営能力を有していること。
- (2) 学校給食施設又は特定給食施設の調理業務実績を有すること。
- (3) 市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 過去3年以内に、学校給食法に基づく学校給食受託施設で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可の決定（確定したものに限る。）又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りではありません。
- (8) 市が行う調達契約等からの暴力団排除措置要綱（平成25年3月18日松江市告示第53号）に規定する暴排措置対象者でないこと。
- (9) 現場説明会に出席した者であること。
- (10) 契約交渉の後、合意に達した場合、業務履行保証人（応募事業者と同等以上の能力を有する者）の確保が証明できる承諾書（様式第8号）を添付できる者であること。

4 募集等のスケジュール

募集から履行開始までのスケジュールは、次のとおりです。

| 内 容 | 日 程 |
|------------------------------------|-------------|
| 募集要項等の公表 | 令和5年 8月 中旬 |
| 現場説明会参加申込書提出締切 | 令和5年 8月30日 |
| 現場説明会 | 令和5年 8月31日 |
| 質問の受付開始 | 令和5年 9月 1日 |
| 質問の締切 | 令和5年 9月11日 |
| 質問に対する回答 | 令和5年 9月15日 |
| 参加表明書、宣誓書等提出締切 | 令和5年 9月26日 |
| 企画提案書、見積書等提出締切 | 令和5年10月13日 |
| 書類審査（第1次審査） | 令和5年10月 中旬 |
| 書類審査結果通知 | 令和5年10月 下旬 |
| プレゼンテーション及びヒアリング審査（二次審査）、優先交渉権者の選定 | 令和5年11月 月上旬 |
| 選定結果の通知、公表 | 令和5年11月 中旬 |
| 受託事業者の決定、契約締結 | 令和5年12月 月上旬 |
| 履行開始 | 令和6年 4月 1日～ |

5 現場説明会

現場説明会に参加する者は、「現場説明会参加申込書」（様式第1号）を提出すること。なお、この説明会に参加しなければ、応募資格はないものとします。

(1) 提出期限

令和5年8月30日（水）（当日午後5時必着）

(2) 提出先

松江市教育委員会学校給食課

(3) 提出方法

直接持参、郵送、Eメール、FAXとします。

(4) 日時及び場所

ア 日時

令和5年8月31日（木） 午後3時から（受付開始は午後2時45分から）

イ 受付場所

松江市宍道公民館 小会議室

ウ 説明会場

松江市宍道公民館及び宍道学校給食センター

※ 松江市宍道公民館において募集要項等の説明を行い、その後、宍道給食センターにて施設説明を行います。

※施設見学における注意事項

- ・清潔な白衣、帽子、マスク、ドライ用シューズを各自持参してください。
- ・見学当日に、腸内細菌検査結果報告書（1か月以内）を提出してください。
- ・参加人数は、1応募事業者につき2名以内とします。
- ・見学にあたっては、市職員の指示に従って行動してください。
- ・説明会では、募集要項等を配布しませんので、各自持参してください。

6 募集要項等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

Eメール又は郵送により提出してください。 ※様式は問いません。

(2) 受付期間

令和5年9月1日（金）～令和5年9月11日（月）（必着）

(3) 提出先

松江市教育委員会学校給食課

(4) 質問に対する回答

募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、令和5年9月15日（金）に松江市のホームページにおいて公表します。

7 応募書類の提出

応募事業者は、次に定めるところにより参加表明書及び宣誓書等の応募書類を提出してください。

(1) 提出期間

令和5年9月15日（金）～令和5年9月26日（火）（当日午後5時必着）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 宣誓書（様式第3号）

ウ 履歴事項全部証明書

エ 国税・道府県税・市町村税について滞納がない旨の証明書

オ 役員等名簿（様式第4号）

(3) 提出先

松江市教育委員会学校給食課

(4) 提出方法

郵送又は直接持参により提出してください。

8 企画提案書、見積書等の提出

応募事業者は、次に定める手順に従い書類を提出してください。

(1) 提出期間

令和5年9月15日(金)～令和5年10月13日(金)(当日午後5時必着)

(2) 提出書類

ア 企画提案書(様式は任意)

※詳細は、(6) 企画提案書の記載内容を参照してください。

イ 総括表(様式第5号)

ウ 見積書(様式第6号、様式第7号)

※詳細は、(7) 見積書の記載内容を参照してください。

エ 添付書類

(ア) 商業登記簿謄本の写し

(イ) 直近3か年の貸借対照表の写し

(ウ) 直近3か年の損益計算書の写し

(エ) 社員就業規則の写し

【表紙見本】

松江市立安道学校給食センター調理等業務委託に
関する提案書

事業者名

代表者職氏名

(3) 提出先

松江市教育委員会学校給食課

(4) 提出方法

郵送又は直接持参により提出してください。

(5) 製本、部数、社名

ア 上記(2)の提出書類一式をA4版で製本し、正本1部、副本10部の計11部作成してください。

イ 提出書類には、右記に示す見本に従い、表紙を付けてください。

(6) 企画提案書の記載内容

様式は任意のものとし、次のア～サの内容を記載すること。

ア 事業者の概要

(ア) 創業年月日(添付書類必要)

登記簿の設立年月日を記入すること。

(イ) 自己資本額(添付書類必要)

直近決算時の自己資本額を記入すること。(千円未満は切り捨て、対象年月日を記入)

(ウ) 年間売上額(添付書類必要)

直近3か年の売上額を年度別に区分し、内、学校給食受託売上も記入すること。(千円未満は切り捨て、各期間を記入)

イ 営業の概要

支店・営業所の所在地及び施設数(令和5年4月1日現在の職員数を、正社員、パート等を区分して記入してください。)

ウ 学校給食等受託実績

(ア) 学校給食受託実績を記入してください。

受託先(センター、学校)名、食数、人員構成(正社員、パート等)受託年度等

(イ) その他大量調理の実績を記入してください。

受託先名、食数、人員構成(正社員、パート等)受託年度等

エ 学校給食に対する基本的な考え方について

具体的に記入してください。

オ 業務実施体制について

(ア) 業務責任者、副業務責任者その他の従事者の配置体制について具体的に記入してください。

- (イ) 衛生管理・献立の調理従事者への周知方法を記入してください。
 - (ウ) 市からの指示事項連絡体制
 - カ 業務従事者への教育方針について
具体的教育内容について記入してください。
 - キ 衛生管理体制について
具体的に内容を記入してください。
 - ク 事故発生時等の対応について
具体的に内容を記入してください。
 - ケ 食物アレルギー対応食の提供について
 - (ア) 食物アレルギー対応食への基本的な考え方
 - (イ) 食物アレルギー対応食の調理の実施体制
 - コ 食育の推進について
 - (ア) 食育に対する基本的な考え方や視点
 - (イ) 地産地消を推進する上で食材で規格外、不揃いなものがあつた場合の調理作業の工夫
 - サ その他
応募事業者の独自方針等を記入してください。
- (7) 見積書の記載内容
- 見積書は、次のとおり記載してください。
- ア 見積金額は、令和6年度から令和10年度までの5年間の合計金額を記載してください。
また、年度別の内訳金額も記載ください。
 - イ 令和6年度から令和10年度までの年度別の積算内訳書を添付してください。
 - ウ 見積書には、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

9 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

審査は、松江市立宍道学校給食センター調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行います。

(2) 審査の方法

ア 書類審査（第一次審査）

(ア) 応募資格の確認

この募集要項に記載している応募資格の要件に適合していることを確認します。なお、書類審査で資格不備の場合には、失格とします。

(イ) 提出書類の確認

下記項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。ただし、合理的な理由が説明できる場合は、この限りではありません。

- a 企画提案書及び見積書等全体について、同一事項に対する二通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- b 企画提案書及び見積書等全体について、8（6）「企画提案書の記載内容」に従った構成となっていること。
- c 企画提案書及び見積書等全体について、8（6）「企画提案書の記載内容」の項目に対する提案内容が仕様書に適合していること。
- d 見積書の金額が、2（5）で示す委託料の上限を超えないこと。

イ プレゼンテーション及びヒアリング審査（第二次審査）

(ア) 審査委員会は、書類審査の要件を満たした応募事業者を対象に、提出された企画提案書及び見積書等に関し審査を行う。審査にあたっては、応募事業者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募事業者へのヒアリングを実施し、総合的に審査を行う。

(イ) 審査項目、審査の視点及び配点

| 審査項目 | | 審査の視点 | | 配点 |
|------|-----------------------------|-------|--|-----|
| (1) | 学校給食に対する基本的な考え方 (配点:30点) | ① | 学校給食の教育的意義を理解し、安心安全な給食を提供できる提案となっているか。 | 10 |
| | | ② | 安全を最優先とした食物アレルギー対応食を提供できるノウハウを有しているか。 | 10 |
| | | ③ | 地産地消やセレクト給食など市が進める食育事業を理解し、積極的な提案となっているか。 | 10 |
| (2) | 業務実施体制 (配点:30点) | ① | 業務を実施するうえで、必要な人員と有資格者、実務経験者が適正に配置できる提案となっているか。 | 10 |
| | | ② | 従事者への指示命令系統が確立されており、市からの指示事項が的確に伝達される体制となっているか。 | 10 |
| | | ③ | 従事者に対する衛生管理や調理技術向上等に関する教育・研修体制が確立されているか。 | 10 |
| (3) | 衛生管理体制、危機管理体制 (配点:30点) | ① | 「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「中央学校給食センター衛生管理・業務マニュアル」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係の関係通知等に基づいた、衛生管理体制となっているか。 | 10 |
| | | ② | 食中毒や異物混入等の未然防止のため、具体的な防止策を有しているか。また、事故発生時の対処方法が定められているか。 | 10 |
| | | ③ | 従事者の急病その他急な欠員に対する交代要員などのサポート体制が整っているか。 | 10 |
| (4) | 事業の安定運営 (配点:30点) | ① | 学校給食又は類似業務の受託実績を有しているか。 | 15 |
| | | ② | 会社の経歴及び経営状況は良好か。 | 15 |
| (5) | 地域貢献 (配点:10点) | ① | 地元優先の雇用計画や市の実施する食育事業に積極的に参加する姿勢が伺えるか。 | 10 |
| (6) | 見積額 (配点:20点) | ① | | 20 |
| 合計 | | | | 150 |

(3) 事業者の審査・優先交渉権者の選定

企画提案書に記載された内容を審査委員会が審査し、評価点をつけます。市は審査の結果、評価点の最高得点者を優先交渉権者として選定します。ただし、総合計得点の60%を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、優秀交渉権者として選定しません。

(4) 選定結果の通知及び公表

市は、選定結果をすべての応募事業者に通知するとともに、市のホームページにおいて審査結果を公表します。

10 契約交渉及び契約手続き

(1) 契約交渉

市は、優先交渉権者と契約交渉を行い、契約手続きを行います。なお、当該交渉が不調に終わった場合は、審査結果が上位の応募事業者から順に契約締結の交渉を行います。

(2) 承諾書の提出

契約交渉の後、合意に達した場合、応募事業者は、業務履行保証人（応募事業者と同等以上

の能力を有する者)の確保が証明できる承諾書(様式第8号)を添付すること。(業務履行保証人の他自治体との調理業務委託契約書の写しを添付。ただし、契約書の写しは、契約内容不要で業務名・契約年月日・契約期間(書類提出時点で契約期間内であること)・発注者・受注者が分かる部分とする。)

1.1 応募に関する留意事項

(1) 応募を辞退する場合

参加表明後、このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第9号)を松江市教育委員会学校給食課へ郵送又は直接持参により提出してください。

(2) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(3) 参加費用の負担

本プロポーザル参加に係る経費は、すべて応募事業者の負担とします。

(4) 著作権

応募事業者から募集要項に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した企画提案書の著作権は、市に帰属するものとします。

(5) 提出書類の取扱

提出された書類は、変更することができないものとし、また、返却をしません。

(6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とします。

(7) 資料の取扱い

市が提示する資料は、このプロポーザルへの参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(8) その他

ア 市が提示する資料及び回答は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ この募集要項に定めるもののほか、このプロポーザルへ参加に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

お問い合わせ先・提出先

〒690-0863 島根県松江市比津町 241-3

松江市教育委員会学校給食課 担当 村松・糸原

TEL 0852-55-8008 FAX 0852-55-8015

E-mail kyusyoku@city.matsue.lg.jp